

第9回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

会議名：大和市障害福祉計画策定委員会

開催日時：平成20年10月30日（木曜日）午後1時30分～午後15時30分

開催場所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：（敬称略）

< 委員 >

鈴木敏彦、阿南由美、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
澤田眞里子、土橋俊彦
（欠席）田邊季子

< 事務局 >

金守部長、菊地原課長、高橋課長補佐、熱田課長補佐、堤主任
高瀬主事、徳増主事、内山主事

会議次第（要旨）

- 1．開会
- 2．部長あいさつ
- 3．会長あいさつ
- 4．自己紹介
- 5．議題
 - （1）障害福祉計画の見直しについて・・・資料1
第2期障害福祉計画の経緯と位置づけについて
計画スケジュール
支援サービスについて
 - ・指定障害福祉サービス等について
 - ・地域生活支援事業について
 - （2）自立支援協議会
 - （3）災害時要援護者制度について・・・資料2
 - （4）「障がい」の表記について・・・資料3
 - （5）その他

1. 開会

2. 部長あいさつ

部長：今日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。第9回の大和市障害福祉計画策定委員会ということですが、委員の皆様には平成18年5月からご尽力をたまわり、ありがとうございます。平成18年度に皆様にご審議いただきまして策定した「やまとハートフルプラン」が、平成20年度で満了となりますので、平成21年度以降に向けての見直しが今年度の大きなテーマとなってまいります。ご承知の通り、国でも自立支援法の抜本的な改正など、制度改正について探っている状況のようです。市では、第8次総合計画の策定に向け、「健康」を柱に策定を進めているところです。こういった意味では、障害福祉計画を支える、大きな制度や計画について、現時点では不透明な状況にあります。本来ならば、平成20年度に障害福祉計画の抜本的な策定を行うべきところではありますが、障害福祉計画には数値目標もありますので、本年度において、大まかな道筋を定めておく必要があると考えております。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をいただければと思っております。市の財政も厳しい状況です。障害をお持ちの方にとってより有効な計画を策定することができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 会長あいさつ

会長：今日はお忙しいなかご参集いただきまして、ありがとうございます。第1期の計画が本年度で終結し、平成21年度以降についての新しい計画になるということです。そういった意味では、これまでの計画の評価、見直しに向けた非常に大事な会議であると考えております。障害者自立支援法をめぐる様々な動きが非常に不透明な状況でございます。この障害福祉計画が、利用者にとってどのようにあるべきかを常に考えてきた訳ですが、今回の見直しにおきましても、これまでの基本的なスタンスは堅持してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、今日は沢山の傍聴の方にお見えいただいております。皆様方の意に沿うような形、利用者の方々にとってよりよい形を私どもは議論してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちましてあいさつとさせていただきます。

4. 自己紹介

新たに、大和市障害福祉計画策定委員会の委員となられたお二人にご挨拶をいただきました。

所属	氏名
神奈川県相模原児童相談所	土橋 俊彦
大和市教育委員会指導室	阿南 由美

5. 議題

(1) 障害福祉計画の見直しについて・・・資料1

第2期障害福祉計画の見直しについて

事務局：事務局より、第2期大和市障害福祉計画の位置づけと経緯について、市総合計画と障害計画の関係および障害福祉計画の計画期間について説明を行う。

(資料1、図1、図2参照)

会長：第2期計画の経緯と位置づけということですが、皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

今までの位置づけは確認できたということにいたします。

計画スケジュールについて

事務局：第2期障害福祉計画の改定に係るスケジュールについて事務局より説明を行う。

(図2裏面参照)

会長：これまでの流れ、これからの動きということで整理していただきました。今後、12月と3月に策定委員会を開催し、計画の策定をしていくということでございます。

支援サービスについて

・指定障害福祉サービス等について

事務局：計画数値の見直しにポイントをおき、各事業について簡単な制度の説明および平成18年から平成20年までの実績報告を行う。また、市が直接行ったヒアリングの主な意見を紹介する。

資料:「第1期大和市障害福祉計画における必要量の見込みと実績値の一覧」
「障害福祉計画ヒアリング調査票(H20.10月実施)」

会長：指定障害福祉サービス等についての説明でした。ヒアリングの概要である「第1期障害福祉計画期間における主な課題(資料あり)」および「障害福祉計画ヒアリング調査票(資料あり)」をご覧いただきながら、ただいまの指定障害福祉サービス等についてご質問、ご意見を承りたいと思います。

委員：居宅介護の実績値について、4つの事業をまとめた数値になっていますが、今後の計画の中では、一つ一つの数値が必要になると思います。

会長：次回の委員会までに一つ一つの数値を出していただくようお願いします。

- 委員：対象人数を出していただきたい。対象人数を出して時間を出していただかないと理解しづらい。それは、居宅介護の部分だけでなく人日といった単位で出しているものは全て対象人数がないと理解することが難しい。
- 会長：次回の委員会までには対象人数も出していただくようお願いいたします。他に各事業についてご質問、ご意見をお願いします。
- 委員：事務局より、就労継続支援 B 型については報酬単価の課題があるとの説明でしたが、その意味合いについて説明をお願いします。さらに、短期入所については目標数値より低く出ていることについて、事務局からはこれでいいとの説明でしたが、レスパイトということで考えるのであれば、ニーズと実績との乖離については前回の策定委員会でも課題になった部分であると考えています。
- 事務局：就労継続支援 B 型について報酬単価が低いとのご意見があったことについてですが、新規事業所の報酬単価が低いという課題を抱えているということです。
- 事務局：現在、就労継続支援 B 型の事業所が受け取る報酬について 2 種類ございます。一方は、人員体制を厚くしますと報酬単価が高いものを受け取ることができません。他方は、人員の要件等は緩いが、代わりに報酬単価が低いということになります。新規に事業を開始する場合は、当初は低い単価で開始しなければいけないという取り決めがあるため、人員体制が整っていても低い単価から開始しなければならないという課題があります。
- 会長：就労継続支援 B 型については、仕組み上の課題があるとの説明でした。短期入所の目標値と実績との乖離について事務局から説明をお願いします。
- 事務局：短期入所については、必要な時に使いづらいというご意見があるのも事実です。
- 会長：他にご意見があればお願いします。
- 委員：児童デイサービスについて、本年度新規の事業所が開設されなかった理由についてご説明ください。
- 事務局：松風園において計画を持っているとの事でしたが、充実したサービスを行うために専門的なスタッフの確保に時間がかかっている状況です。
- 委員：第 1 松風園に入りたくても入れない方が多数います。幼児については、然るべき年齢で訓練をしなければならないという対象年齢がありますので、待機が出ないよう行っていただきたいと思います。
- 委員：学齢期のデイサービスについて、今までのところ使いづらいという意見がございましたが、お金の面もあるかとは思いますが、何か工夫はできないものかと思えます。横須賀市の児童の施設ですが、養護学校のバスで児童デイサービスに直接通所し、施設へ保護者が迎えに来るといったような取り組みがなされています。こういった工夫や受け皿があってもいいのではないかと思います。
- 事務局：今のご意見に補足させていただきますと、大和市では児童デイに準じた日中一時支援の療育型というサービスを提供しております。児童デイに近いものを別

事業で展開しているところです。

会 長：他に意見はありますか。

委 員：共同生活援助と共同生活介護についても、計画値では85パーセントと15パーセントといった振り分けをしていたかと思いますが、これでは実態が分からないので、説明をお願いします。

事 務 局：グループホームについては、最低年一箇所造ることを目標としていますので、それをベースに計画値を作成しております。また、大和市が実施機関として他市のグループホームの利用者も含めて23年度の目標数値として75人を入れております。グループホームの設置につきましては、市の重点施策として捉えております。

事 務 局：共同生活援助と共同生活介護の人数の割合についてご質問がありましたが、平成20年6月のデータで申し上げますと、共同生活援助につきましては17名、共同生活介護につきましては41名となっております。

会 長：事務局に対してのお願いですが、次回の策定委員会までに詳細なデータを出していただきますようお願いいたします。ヒアリングから出てきた課題についても、これを踏まえて、計画値へ活かしていくという位置づけでよいでしょうか。

・地域生活支援事業について

会 長：地域生活支援事業ということで、大和市独自の取り組みについて説明をお願いします。

事 務 局：「2.地域生活支援事業の内容および量の見込みと実績」(資料あり)を用い、大和市独自の特性を踏まえた事業について説明を行う。また、市が直接行ったヒアリングの主な意見を紹介する。

会 長：事務局より、地域生活支援事業の内容および見込みと実績ということで説明がありました。また、ヒアリングでのご意見等々についてご報告いただきました。

委 員：親が緊急の場合の子供の送迎について、移動支援事業の対象となるのかお答えください。

事 務 局：実際の事例については、お時間をいただきたいと思います。現時点では、その様な報告はなかったと考えております。

委 員：大和市においては、緊急性があれば移動支援の利用が可能であるという解釈でよいでしょうか

事 務 局：緊急に必要な場合は、その様な解釈でよろしいかと思えます。

会 長：具体的な事例をご存知であればお教えてください。

委 員：大和市だけの問題ではなく、県の親の会議でも議論にあがる事なので、確認までにお聞きしました。例えば、緊急の場合だと市のケースワーカーに連絡を取り、事業所を斡旋してもらうことは可能でしょうか。

事務局：ご家族の皆様の立場に立ってできる限りの事は、柔軟に対応していきたいと考えております。

委員：日中一時支援の中の児童の割合についてお答えください。また、児童を預かることが可能な施設は、7箇所のうち何箇所ありますでしょうか。

事務局：平成20年6月のデータで申し上げますと、日中一時支援における全体の回数が780回、18歳未満の児童の回数が670回となっております。

委員：地域生活支援事業は、大和市の意向が大きく反映されるものだと思います。その様な中で、実績値と計画値が大きく乖離している事業については、市の意向がうまく反映されていない結果であると思われる。特に、移動支援と日中一時支援の大人の部分がポイントになってくると思います。平成20年度の移動支援については、前年度の乖離よりも大きくなる見込みのようですが、こういった部分での市の意向が反映されていないことが大きな問題であると思います。地域生活支援事業ということで、国がなんとおっしゃるが、大和市がやると言えば何とでもできるはずなので、できれば各事業の実態について説明してもらえればと思います。日中一時支援については、短期入所の実態や療育的意味を含めた日中一時支援などの実態を明確化し分析しなければ、目標数値の設定はできないと思われる。また繰り返すようですが、移動支援については、障害者にとって非常に重要な事業です。前回の策定委員会であがった課題と今回のヒアリングであがった課題が全く同じです。前回の策定委員会から今回の策定委員会までの間に、市としての考えや、行った取り組みについてお答えください。

会長：移動支援と日中一時支援が非常に焦点になってくると考えられます。これまでの取り組みについて説明をお願いします。また、移動支援については事業所の育成などについても説明をお願いします。日中一時支援については、レスパイトと療育について説明いただけますでしょうか。

事務局：日中一時支援については、7対3で療育が7割、預かりが3割ということになっています。

事務局：移動支援の取り組みについては、ヒアリングを行う中で課題を明確化しているところがございます。

会長：移動支援については、前回の策定委員会の中でも課題にあがってきていたところ。今回のヒアリングで課題が明確になってきたということであるかと思えます。これを、次期計画にこういった形で反映させていくかということで、前向きにつなげて行きたいと考えております。

事務局：事業所のヒアリングの中で、移動支援が土日に集中している問題については、大和市だけの問題ではないと実感しているところです。本市に限らずどこの市町村においても対応しきれていないといった状況にあります。委員の皆様のお知恵をかりながら解決策を見出して行きたいと考えております。

- 会 長：事業所の研修や育成については、明らかな課題であると思います。何か、施設における対応の取組みや、連携といった部分でお考えがあればお願いします。
- 委 員：大和市だけの課題ではなく、全国的な課題であることは明らかです。移動支援が市町村事業になったこと事態が大きな課題であると思います。しかし、県下の市町村の様子を見ていていると取扱にはやや違いが見られます。支給できる項目や支給決定量など、できるかぎり情報を収集し大和市独自の制度を作っていくことが求められると思います。施設への送迎や通学の問題、日中一時や短期入所における送迎の問題など、移動支援は全てに関わってきます。いかにこの問題が大事であるかということ、是非策定委員会で議論いただければと思います。
- 委 員：報酬単価が低いために事業所が成り立たない状況や、ヘルパー2級がなければ移動支援ができないため、ヘルパーが不足している状況にあります。男性のヘルパーが求められているので、退職者などを対象としたヘルパー2級の資格をとる為の講座を開いていただければと思います。また、ヘルパー2級の資格をとる為の費用の一部を助成していただけると助かります。その代わりに、一定期間は大和市でヘルパーを行うという条件をつければと思います。事業所も少ない、ヘルパーも少ないといった状況が続くことが問題であると考えられます。
- 委 員：日中一時を実際に使う場合、親が送迎をしては意味が無いのではないのでしょうか。移動支援との関係もあるが、移動支援と日中一時支援を同時に使うと、自己負担が大きくなり、経済的に負担がかかります。日中一時支援の中に片道分の送迎が含まれているとのことですが、実際は行われていないという状況があると聞いています。この辺りの事をどうやって充実させていくのかということを考えていただきたいと思います。お金はついていても、実際にはその様なサービスを受けていないということ自体が問題です。日中一時支援と移動支援を総合的に考えていただきたいと思います。
- 会 長：報酬内容に含まれているサービスが実際は提供されていないということは問題がある。市としてはどのようにお考えでしょうか。
- 事 務 局：ある事業所では、学校までお迎えに行き保護者が迎えに来るまでサービスを提供しています。日中一時支援の考え方として、療育が行われる行われずに関わらず、放課後支援や保護者の都合に応じて預かりをおこなっている状況にあります。
- 会 長：事情は分かりますが、日中一時支援のサービスに含まれている片道送迎が行われていない事は問題であると思われます。このことについては、是非お調べいただきたいと考えております。
- 事 務 局：片道540円の報酬ということで対応させていただいております。車の手配や運転手の人件費など、事業所によって難しいところがあるのかと思われます。

- 会 長：個別の事例もあるかとは思いますが、送迎や移動支援については、単体の事業ではなくて、他の事業と組み合わせることによって、非常に大きな意味をもっているということが明らかとなりました。大きな課題を抱えているということもわかりました。そういった意味では、次期計画の中でこの部分を手厚くすることが、大和市としての計画の鍵になってくるのではないかと思います。
- 委 員：短期入所の利用にあたって、移動支援を利用した場合、10時間の支給決定では足りないといった実情があり、非常に使いづらいといった意見もあります。
- 会 長：総括的に問題点を洗っていただいて、次期計画に活かしていきたいと思います。
- 委 員：訪問入浴サービスの部分で、計画値と実績値に大きな乖離があるということは、大和市の障害者のニーズを読み間違えたといった印象があります。この点について、どのような分析を行っているのでしょうか。
- 事 務 局：この点につきましては、計画値に誤りがあったと考えられます。
- 委 員：障害者の入浴に対するニーズが別の場所にあるという認識でよいのでしょうか。
- 事 務 局：訪問入浴だけでなく施設入浴のニーズもあるといった現状があります。施設入浴を行うことで、本人も快適であり、家族のレスパイトにもつながると考えられます。数値の見直しが必要であると考えております。
- 会 長：先ほどの指定障害福祉サービスの部分でも数値が乖離しているものがありましたし、今回の地域生活支援事業においても乖離している部分がありましたが、これはニーズを大きく下回っていたということではありませんので、極めて不十分な状況に陥ったということではないと考えられます。資源の有効な配分という形での資源配分を検討していくことになると思います。こういった様に、新しい形でのニーズが出てくるということは、よりよくしていくためのきっかけとなりますので、事業所の皆様におかれましてもお気づきの点がございましたらお教えいただければと思います。
- 委 員：保健福祉事務所では難病の方の支援を行っています。ALS（筋萎縮性側索硬化症）という病気がありますが、大和にも20人弱の方がいらっしゃいます。重度になると人工呼吸器をつける病気ですが、そういった方で60歳未満の方に対する施設入所や短期入所といったサービスの提供について考えていただきたいと思います。家族がしっかりとしている方、お金のある方はいいのですが、お金が無く、家族機能の低い方は自殺して死んでしまいたいという方もいらっしゃいます。そういった意味では非常に深刻な状況ですので、声を出せない対象者もいらっしゃるということをご理解いただきたいと思います。
- 会 長：他にご意見はありますか。
- 委 員：特別支援学校について、この辺りでは瀬谷養護学校になりますが、入学希望が非常に多くあります。大和市の方にも非常にニーズが高くなっています。瀬谷養護学校は150人規模の学校であるにも関わらず、現在300人以上の方が

通学しており非常に厳しい状況にあります。この様な状況の中、小学校高学年になるとスクールバスに乗れない状況が出てきています。また、小学校までは地域の学校に通学していたが、中学校から特別支援学校への進学を希望してもスクールバスでの送迎が受けられないため、断念するケースも見られます。何らかの形で、大和市のバスを使い送迎することが可能であれば、地域の学校では受けられない教育的サービスを受けることができるのではないかと思います。この辺りのサービスの充実が図られるといいと考えます。

- 会 長：これもやはり移動や送迎と関連する部分であると思います。様々な課題がでてきております。また、ヒアリングの結果も踏まえながら次回の委員会のところで具体的な計画値や考え方等々について深めていきたいというように思います。
- 事 務 局：本来ならば障害者福祉計画と障害福祉計画をセットで見直しをして行かなければならないところですが、障害者福祉計画につきましては平成21年度に引き続きしっかりと見直しをしていきたいと思っております。また、障害福祉計画につきましても、障害者自立支援法の動向によっては変わる可能性もありますので、平成21年度については障害者福祉計画と障害福祉計画の整合性を保ちつつ、数値目標も見直していきたいと考えております。

(2) 自立支援協議会について

- 事 務 局：「自立支援協議会の概要」（資料あり）を用い、障害福祉計画策定委員会と自立支援協議会の関係性等について、事務局より説明を行う。
- 会 長：自立支援協議会の状況ということで動きをご報告いただきました。
- 委 員：障害福祉計画策定委員会と自立支援協議会の関係といった意味では、数値目標を作るにあたって、自立支援協議会の専門部会等であがった内容について、数値目標に反映させていくことも大切だと思われま。昨年度の障害福祉計画策定委員会では児童部会からの提言があったように、数値を整理していく上で専門部会と何らかの話し合いや連携等が必要であると感じています。自立支援協議会から見ても、障害福祉計画策定委員会は非常に重要な位置づけであると考えています。また、策定委員会から見ても、どの数値を重点課題にするのかといった部分で重要な位置を担っていると思われま。
- 会 長：今回のヒアリングもそうですが、いろんな関連の中から声を集めていくということが必要だと考えられます。

(3) 災害時要援護者制度について

- 事 務 局：平成20年8月1日より受付を開始した「災害時要援護者支援制度」について、

事務局より説明を行う。

会 長：新たな制度が始まったということで、ご説明をいただきました。委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

(4) 「障がい」の表記について

事 務 局：障害の「害」という漢字のもつマイナスの印象と、これを不快に思う方へ配慮し、「障害」を「障がい」に、「障害者」を「障がい者」へ変更することについて検討していることを事務局より説明する。

(5) その他

会 長：本日の議題に関わることで委員の皆様から何か補足の議案、ご意見がありましたらお願いします。無いようですので、次回は本日の議論を踏まえて、具体的な計画作りの第一歩ということになるかと思えます。以上をもちまして、第9回大和市障害福祉計画策定委員会を閉会いたします。

以上

第 9 回大和市障害福祉計画策定委員会 次第

日 時 平成 20 年 10 月 30 日 (木)
午後 1 時 30 分から
場 所 大和市保健福祉センター 4 階
講習室

- 1 . 開会
- 2 . 部長あいさつ
- 3 . 会長あいさつ
- 4 . 自己紹介
- 5 . 議 題
 - (1) 障害福祉計画の見直しについて・・・資料 1
第 2 期障害福祉計画の経緯と位置づけについて
計画スケジュールについて
支援サービスについて
 - ・ 指定障害福祉サービス等について
 - ・ 地域生活支援事業について
 - (2) 自立支援協議会について
 - (3) 災害時要援護者制度について ・・・資料 2
 - (4) 「障がい」の表記について ・・・資料 3
 - (5) その他

大和市障害福祉計画策定委員 名簿

20.10.1

任命基準	氏名	所属・職名等	備考
医療関係者	タナキ ヤヒコ 竹内 安彦	竹内内科医院	会長職務代理
学識経験者	スズキ トシコ 鈴木 敏彦	和泉短期大学：助教授	会長
教育関係者	アナン ミ 阿南 由美	大和市教育委員会指導室	20/10/1 委嘱
障害福祉に関する事業者	ムラタ アキラ 村尾 朗	社会福祉法人 県央福祉会 ふきのとう向生舎：施設長	
障害のある市民又はその親族	イトウ イツコ 伊藤 悦子	大和市肢体不自由児者父母の会：会長	
障害のある市民又はその親族	ハルヒ エミコ 春日 恵美子	大和市手をつなぐ育成会：会長	
障害のある市民又はその親族	イチカ トシキ 市川 俊幸	NPO法人 大和さくら会：会長	
大和市社会福祉協議会の職員	エハラ ジュンイチ 江原 純一	大和市社会福祉協議会が ランテア振興課	
関係行政機関の職員	サワダ マリコ 澤田 眞里子	神奈川県大和保健福祉事務所：保健予防課長	
関係行政機関の職員	ツチハシ トシヒコ 土橋 俊彦	神奈川県相模原児童相談所：子ども支援課長	20/10/1 委嘱
民生委員	タナベ ヒデコ 田邊 季子	大和市民生委員児童委員協議会	

第 1 期障害福祉計画期間における主な課題

第 1 期障害福祉計画の実績値の検証と団体等ヒヤリングから見えてきた主な課題について抽出します。

【指定障害福祉サービス】

実績値から

- 居宅介護及び短期入所における見込量と実績値との大きな乖離

ヒヤリングから

- サービス従事者の質の向上と障害特性への理解
- ヘルパー不足や報酬の低さ、日額報酬の弊害など自立支援法制度が抱えている課題
- 短期入所事業では児童、重度心身障害者、医療ケアを要する障害者を受け入れる施設の不足
- 保護者や通所者の高齢化に伴う送迎の確保

【地域生活支援事業】

実績値から

- 移動支援事業では、事業者が増えない中、利用者が増加しており、延べ利用時間も計画値に未到達
- 訪問入浴サービス事業では 19 年度移行の伸びがなく、利用者が固定化されている実態

ヒヤリングから

- 移動支援事業におけるヘルパー不足、利用が土日に集中している実態、男性ヘルパーの必要性、夏休み期間中に児童が利用する場合の支給決定時間の不足
- 日中一時事業では、土日の利用と肢体不自由・重症心身障害者、高校生を受け入れる事業所の不足
- 訪問入浴事業では、家庭内入浴の使いにくさと施設入浴への要望

障害福祉計画ヒアリング調査票 (H20.10月実施)

項目	内 容	意 見
指定障害福祉サービス	居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス従事者の資質向上 ・サービス利用者への適切な利用について指導を。 ・従事者の不足(特に男性ヘルパー)。行動障害のある利用者や同性介護の問題がある。介護保険よりもニーズは高い。 ・精神障害者への居宅介護充実を。長期入院患者の退院先はGH以外に自宅やアパートも想定される。そこでの支援を担うのは居宅介護。 ・精神障害者の特性を理解してもらうため、講習を充実してほしい。 ・家事援助の報酬単価が低い。特に土日、夜間の支援については完全に赤字。
	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス従事者の資質向上 ・通所促進事業の継続を。 ・重症心身障害者の受け入れ先が少ない。 ・必ず送迎を付けてほしい。 ・日割りなので、休むと事業者の収入に影響が出るので、休みにくい。 ・安定して通うことができない人は、事業者から敬遠されてしまう傾向がある。
	自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス従事者の資質向上 ・精神障害者の利用者が少ない。長期入院患者などは特に日常生活のリズム作りが課題。積極的な活用が望まれる。
	日中活動	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス従事者の資質向上 ・2年間というは短い。特に知的障害者は、環境に慣れるまでに時間がかかる。 ・4年目以降は就労継続支援Bになるということになると、単価が大きく違うので、3年目以降は市の単独事業で加算をするなど、対策を考えてほしい。相模原市は、そのようなことを検討しているらしい。 ・精神障害者の場合、体調などにより出席しないことが多く、出席率は50%程度であり運営が厳しい。障害の特性とサービスの利用を結びつけて考えてほしい。 ・就労すると、席があくことになり、次の利用者が来るまで、その分の支給がなく運営が厳しい。就労ができたら、事業所へ報酬を出したり、席が空いている間の手当を出すなど、対策を講じてほしい。 ・視覚障害者向けの就労移行支援の場が限定されている。 ・精神障害者には日々通所することが難しい人が多い。訓練と居場所の中間的な位置づけの担い手が必要。 ・他の事業所と連携をとり、様々な体験を利用者に積んでもらう方法はどうか。
	就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が少ない。
	就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業所の報酬単価が低い。 ・地域作業所から移行したいが、事務の煩雑化から利用者への直接処遇がおろそかになる恐れがある。

項目	内 容		意 見
指定障害福祉サービス		児童デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者の配置等、実施にあたり課題が多い。 ・10名の定員確保、学齢期前の利用者把握、学齢児への提供とのバランス。 ・早期療育は重要なので充実してほしい。 ・事業者を増やす必要があると思う。事業者の設置などに補助金を出すことはできないのか。 ・学齢児は全額自己負担になってしまい、保護者の負担が大きい。成長してからの方が社会性の点などでサポートが必要だ。
	日中活動	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者から、長期には家族だけでは支えきれなくなるこのことからレスパイトが重要。 ・知的障害者30.6%が家族の疾病時の短期入所を要望。 ・重症心身障害者を受け入れられる事業所が不足している。 ・実際には緊急時に使えない。 ・利用者が固定している印象がある。 ・市内には18歳以下が使える施設がない。 ・市内だけで完結する問題ではないので、圏域で検討した方がよいのではないか。 ・医療的なケアを必要とされる人のいる場所がない。 ・夜間の職員配置が困難。現行の報酬では事業実施できない。 ・身障の施設が人手不足。 ・事業者はこれまで対応をしたことがない人が緊急で短期入所の希望を出されると対応方法に苦慮してしまうことがある。
	居住	共同生活介護/ 共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームとケアホームの制度の違いが困る。 ・ケアホームは入所施設の移行の場として考えられると思うので、補助を出すなど考えてほしい。 ・ケアホームは社会福祉施設ととらえ、施設や人的な面で充実するべきだ。 ・入所施設から地域生活への移行のための受け皿が少ない。 ・新体系下の報酬単価では十分な職員配置が難しいため自治体からの経済的な支援を求めたい。 ・障害程度区分認定の市町村格差是正。 ・精神対象のGH不足。 ・グループホームの報酬について。日割り報酬は妥当ではない。 ・身体障害者用のグループホームの設置してほしい。 ・GHは夜間支援が中心となっているが、生活リズム作りの支援等様々な支援を行っている。 ・利用料以外にかかる家賃、食費等が高い。家賃補助があっても、年金と工賃のみの収入では払いきれず、利用を手控える人も多い。 ・事業所としてGHを運営したいが、防災関係の対策など課題が多い。 ・入所者の高齢化が進んでいる。日中活動の場の確保が課題。
指定相談支援	相談支援		<ul style="list-style-type: none"> ・市の委託事業所以外の指定相談支援事業所も巻き込んで実施すべき。 ・ケアマネジメントが必要だ。 ・支給要件が厳しい。 ・地域生活支援事業の相談支援は、他市からの相談を受けることはできない。実際には、市町村ごとではなく、近いところを「地域」ととらえていると思うので、使いたい場所で使うことができないというが出てくる。自立支援の相談支援の利用が伸びるよう取り組んでほしい。 ・専門知識を持っている人にケアマネのような役割を担ってほしい。

項目	内 容	意 見
地域生活支援事業	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の家族、支援者から、親亡き後の障害者支援に対して不安である。(再掲) ・GH入所者には身寄りのない人もいることから、成年後見制度の利用を検討したい。 ・自立支援協議会に居宅介護部会を設けてはどうか。 ・現在の相談支援事業は、発展途上なため、充実してほしい。 ・成年後見制度利用促進制度を必要とする障害者は、特に入所者にニーズが多くあるのではないか。
	コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者から、手話通訳支援が必要不可欠との意見 ・高齢化に通院が増えることから派遣は伸びる。 ・月曜日以外にも設置を要望 ・視覚障害者向けのIT講座の実施や、そういった講座を行う人材の育成を行ってほしい。
	日常生活用具	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の動向で判断するのではなく、柔軟にニーズに対応してほしい。 ・パソコンの復活を。 ・点字の雑誌の補助をいれてほしい。 ・耐用年数が厳しく、実際にはそんなに使えないものも多い。 ・支給品目の見直しをしてほしい。
	移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・週2～3回以上外出する人が過半数を占めており、外出ニーズは増えている。 ・身体障害者・家族からは移動支援の範囲、利用目的を制限しないで欲しい、施設への送迎サービスも含めて欲しい。 ・従事者の要件緩和。グループホーム世話人が利用者に提供できるようにして欲しい。 ・近隣市と報酬単価はほぼ同じだが、大和市については利用の縛りが厳しい。また、本来は本制度に戻すべきだと思う。 ・利用できる時間を増やしてほしい。 ・ガイドヘルパーが足りない(特に男性のヘルパー不足。土日のヘルパー不足)。 ・子どもは夏休みに特に使う機会が多いが、「月10時間」という制限があり、また増やしてもらうためには、申請をしなければならない。年単位などでの支給決定をしてもらえないか。 ・ヘルパーの養成講座には、障害者に関する部分が少なく、ガイドヘルパーのなり手が少ないことにつながっている。 ・自閉症の子は、接し方が難しいので、なかなか対応してもらえない。 ・基本の支給量が少ない。GH利用者の土日の余暇の過ごし方が課題。月に15時間程度にしてもらえないか。 ・支給量が増えてもヘルパー不足の問題が大きい。 ・行きと帰りの間にいったん帰られてしまうことがある(中抜け)。実際には、その間も付き添ってほしいと思う。 ・事業所にとって収入が少ない事業なのでなり手がいないのではないか。 ・基本部分の利用者負担をなくしてほしい。利用者負担があるために使わないという人も多く、外出の機会が減る原因になっている。 ・利用できる目的が限られているのが困る。 ・介護保険と障害の移動支援では、異なる点があるので、介護保険の対象となる人でも障害の移動支援を使えるようにしてほしい。
	地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・指標として延べ利用人数のカウントが適切か？ ・単純に地域作業所からの移行先とするより、個別支援計画を作成していかに利用者に資する支援を行うかが課題。 ・既存の地域活動支援センターについて、位置づけの再認識を。

項目	内 容	意 見
地域生活支援事業	日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域作業所から新規事業移行する際、付随事業として展開できるのではないか。 ・重症心身障害者を受け入れられる事業所が不足している。 ・医療的ケアを必要とする人の日中の居場所がない。 ・身体障害者も利用できるよう専門性を持たせてほしい。 ・利用できる回数が少ない。 ・送迎を必ずつけてほしい。 ・土日に使える事業所が少ないがニーズはある。利用者が少ない中での運営は厳しいので、市で対策を考えてほしい。 ・高校生も通えるようにしてほしい。 ・2枠つかって、長時間使えるようにしてほしい。 ・年齢ごとの棲み分けをしないと心配だ。 ・市内北部の事業所が不足している。 ・高校生の受け入れが報酬的に難しい。ニーズは多い。 ・肢体不自由の利用者が受け入れられる事業所が不足している。 ・利用者が固定されてしまっており、新しく使いたいと思った利用者が使えない傾向がある。 ・職員の資格要件が低くなればもっと提供を増やすことができるとおもう。
	訪問入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅以外の場所での入浴を考えてほしい。送迎も含めて。 ・訪問入浴は、家の条件が合わないと思えない。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・計画が定められても、周知されていないと意味がないので、もっと周知に努めてほしい。 ・どのサービスもそれぞれ問題点があって使えないということがある。それぞれのサービスに有機的なつながりを持たせてほしい。 ・策定委員会委員もヒアリングに入った方がよいのではないか

第 2 期大和市障害福祉計画の位置づけと経緯について

大和市障害福祉課

1. 「大和市障害福祉計画」の位置づけについて ----- 図 1・2 参照

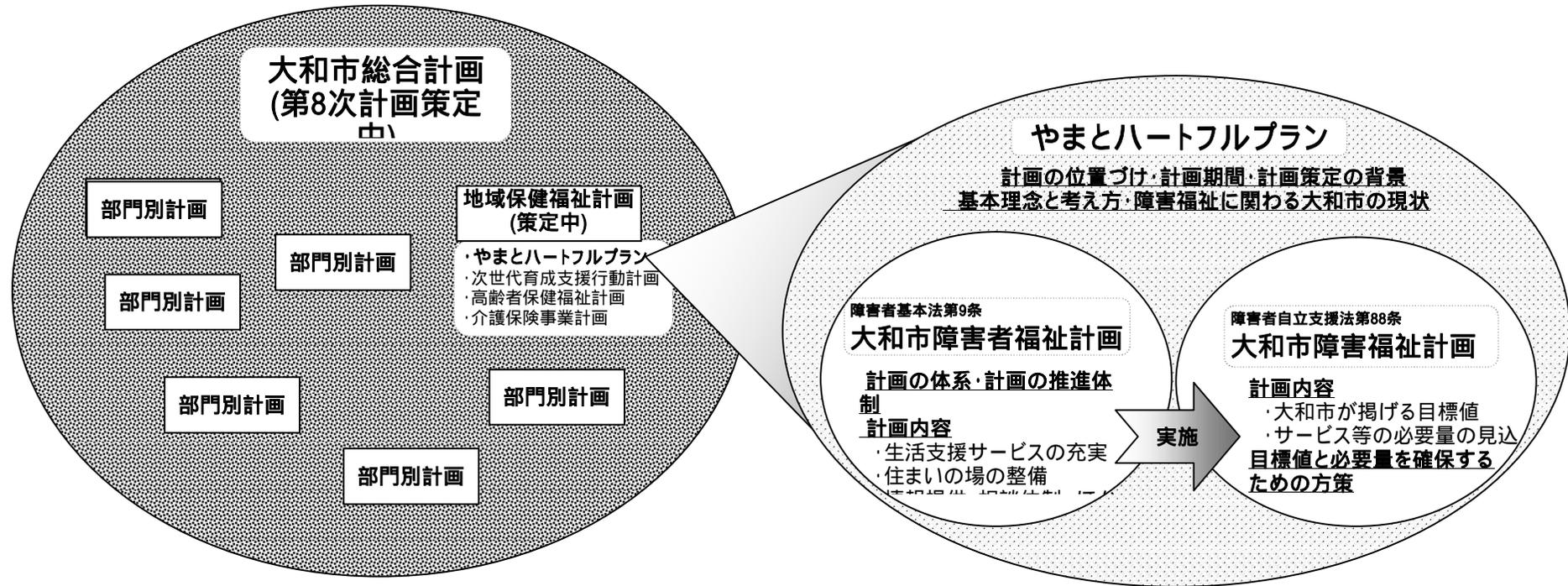
本市の障害福祉に係る計画は 2 つの計画があります。

- ・ 「大和市障害者福祉計画」* 1・・・障害者基本法第 9 条に基づく障害者基本計画で、障害者自身の生活とともに社会のありかた等をも含めた上で、本市が取り組むべき具体的な施策を定める計画です。
- ・ 「大和市障害福祉計画」* 2・・・障害者自立支援法第 88 条に基づく市町村計画であり、障害者自立支援法に基づくサービス等や提供されるための体制確保が計画的に図れるよう定める計画です。
- ・ なお、この障害福祉計画は 3 年ごとに作るものとされており、すでに第 1 期計画期間（18～20 年度）が間もなく終了し、あらたに第 2 期計画（21～23 年度）を見直すことが求められております。
- ・ 今回の第 2 期障害福祉計画の作成にあたっては、主に第 1 期計画の計画値とその実績を検証し、意見等をいただき、第 2 期計画の計画値を定めていくことが主眼となっています。

2. 「大和市総合計画」と「大和市障害福祉計画」の関係について ----- 図 1 参照

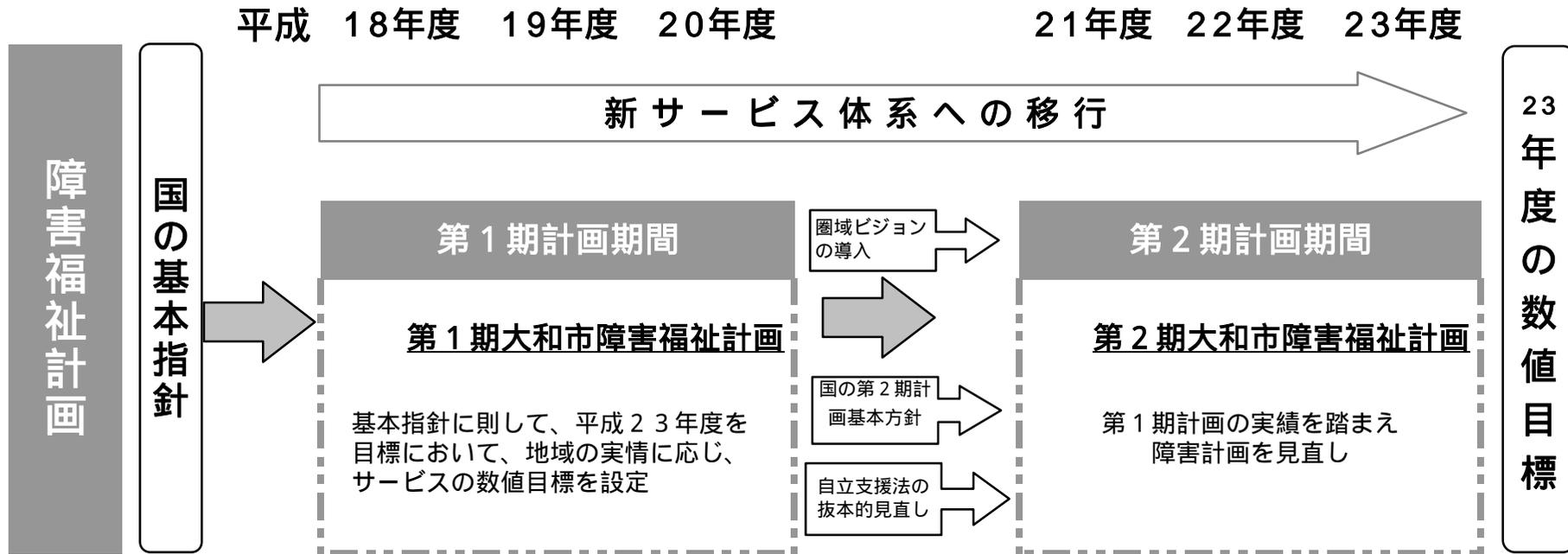
- ・ 「大和市総合計画」* 3・・・市では、市全体の進むべき指針として、現在、第 7 次総合計画(2006 から 2017 年度)がありますが、新たに第 8 次総合計画策定に当たっているところであり 21 年 3 月に策定が予定されております。
- ・ 総合計画は、福祉関連では「地域保健福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「やまと子どもプラン」「やまとハートフルプラン」などがあります。
- ・ こうしたなか、平成 18 年度に策定した「やまとハートフルプラン」(大和市障害者福祉計画・大和市障害福祉計画を統合的に策定)は、その総合計画の部門計画にあたるものです。
- ・ 本来であれば、第 8 次総合計画(* 3)の策定を受け、さらには大和市障害者福祉計画(* 1)を受け、大和市障害福祉計画(* 2)を策定すべきところですが、3 年ごとに作ることが障害者自立支援法により義務付けられていることから、策定をするものです。

市総合計画と障害計画の関係図



障害福祉計画の計画期間

図2



第2期障害福祉計画の改定に係るスケジュール

県障害福祉課資料を参考に作成

年月	県	市	事務作業	国
20年 5月 6月	<p>第1回計画策定検討部会</p> <p>自立支援法施行推進会議</p> <p>平成19年度就労移行実績等把握</p> <p>平成19年度サービス利用実績等把握</p>			
7月 8月 9月	<p>第1回圏域検討会(現状・課題の把握・検討)</p> <p>市町村障害福祉主管課長</p> <p>施設・事業所等への移行計画書の提出依頼</p> <p>第2回計画策定検討部会</p> <p>施設・事業所等への移行計画書の集約</p>	<p>第1次障害福祉計画の分析・現状把握・課題の整理</p>		<p>全国計画担当者会議</p>
10月 11月 12月	<p>第2回圏域検討会(計画改定の方向性の検討)</p> <p>サービス見込量等の素案の作成(1次集計)</p> <p>第3回計画策定検討部会</p> <p>改定計画素案作成</p> <p>第4回計画策定検討部会</p> <p>サービス見込量等の原案の作成(2次集計)</p> <p>改定計画素案等のパブリックコメント実施</p>	<p>策定委員会(現状把握・分析、ヒヤ報告・サービス見込量等の検討)</p> <p>第2次障害福祉計画素案の作成</p> <p>策定委員会(改定計画素案の検討)</p>	<p>委員会開催通知 ・HP掲載・ポスター</p> <p>委員会開催通知 ・HP掲載・ポスター</p> <p>素案決裁</p>	<p>第2期計画基本指針告示 (9月下旬～10月)</p> <p>障害保健福祉関係主管課長会議 (3年後の見直しに伴う制度改正案)</p>
21年 1月 2月 3月	<p>サービス見込量等の精査(3次集計)</p> <p>パブリックコメント結果整理・反映</p> <p>第5回計画策定検討部会</p> <p>サービス見込量等の精査(4次集計)</p> <p>市改定計画案の県協議に対する回答</p> <p>【県計画改定】</p>	<p>第2次障害福祉計画原案の作成</p> <p>策定委員会(計画案の検討・承認)</p> <p>市改定計画案の県への協議</p> <p>【市計画改定】</p>	<p>委員会開催通知 ・HP掲載・ポスター</p> <p>原案決裁</p> <p>HP掲載 ・成果品作成&配布 ・次期委員選任準備</p>	<p>サービス見込量等仮集計</p> <p>サービス見込量等最終集計</p> <p>【都道府県改定計画集約】</p>

第1期大和市障害福祉計画における必要量の見込みと実績値の一覧

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みと実績量(1か月あたり)

障害福祉サービス及び指定相談支援		単位	計画・実績値	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護	居宅介護/自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等	時間 月間のサービス提供時間	見込量支給決定	3,003	3,303	3,633			4,836
	重度訪問介護/重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等		支給決定実績量	3,243	3,580	3,492			
	行動援護/行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援等		利用実績量	1,663	1,956	1,753			
	重度障害者等包括支援/介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供								
日中活動	生活介護/常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供	人日 (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)	見込量	834	895	3,650			6,162
	実績量		435	1,485	3,050				
	自立訓練(機能訓練)/自立した日常生活又は社会生活ができるよう身体機能訓練を提供		見込量	20	20	20			64
	実績量		0	0	53				
	自立訓練(生活訓練)/自立した日常生活又は社会生活ができるよう生活訓練を提供		見込量	20	20	554			673
	実績量		21	45	103				
	就労移行支援/一般企業等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業		見込量	42	438	499			697
実績量	44	185	644						
就労継続支援(A型)/一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練。A型は雇用型	見込量	20	20	20			59		
実績量	13	8	0						
就労継続支援(B型)/一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練。B型は非雇用型	見込量	158	178	2,873			3,546		
実績量	128	157	540						
療養介護/医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供	人	見込量	2	2	4			6	
実績量	2	2	2						
児童デイサービス/障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供	人日	見込量	100	103	258			297	
実績量		91	82	58					
短期入所/自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供	見込量	313	328	344			397		
実績量	209	245	270						
居住	共同生活援助(グループホーム)/夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供	人 月間のサービス利用人数	見込量	49	63	66			75
	共同生活介護(ケアホーム)/夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供		実績量	48	56	60			
	施設入所支援/入所施設で夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供		見込量	1	2	50			135
実績量	0	4	55						
相談支援/サービスの利用調整を行うことが難しい方に代わって、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行うとともに、サービス利用計画の作成を提供	見込量	15	15	15			15		
実績量	0	2	2						

18年度及び19年度実績量は県集計による各年度末データ、20年度実績量は市速報8月分データとなります。

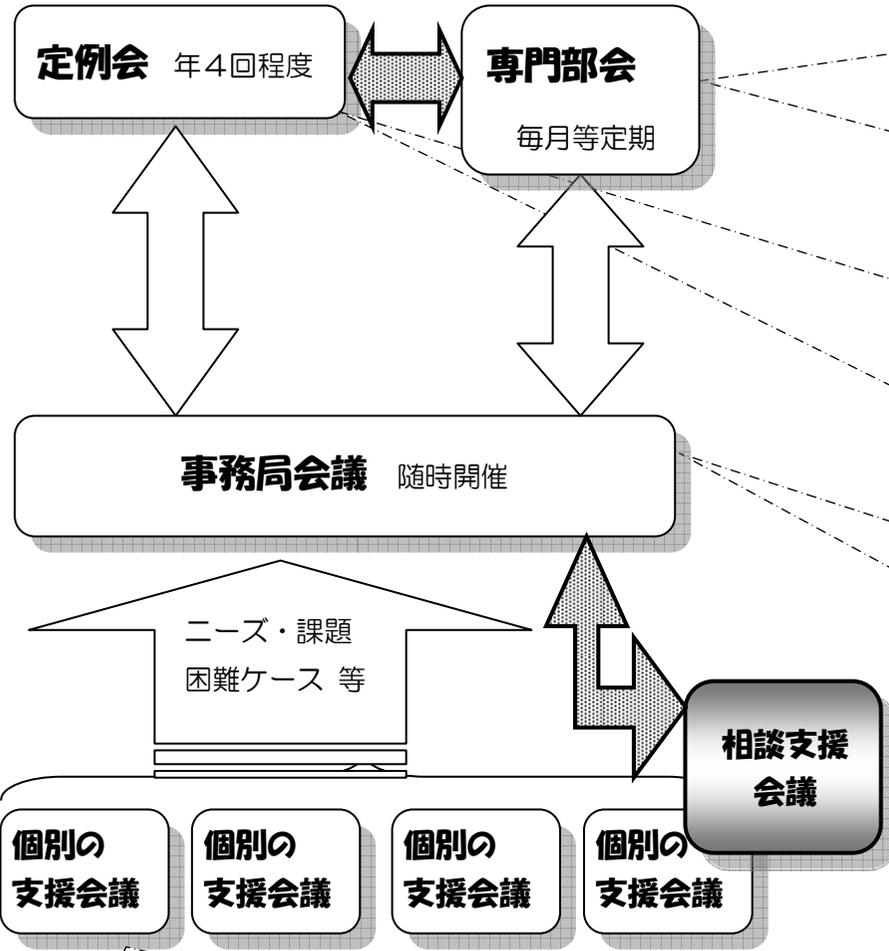
2.地域生活支援事業の内容および量の見込みと実績量

数値表示 = 見込み量/実績量

事業名	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数	実施見込 箇所数	利用見込 者数
(1) 相談支援事業												
相談支援事業												
ア障害者相談支援事業	1/1		3/3		4/4		/	/	/	/	4/	
イ地域自立支援協議会	0/0		1/1		1/1		/	/	/	/	1/	
市町村相談支援機能強化事業	1/0		1/0		1/0		/	/	/	/	1/	
成年後見制度利用支援事業	0/0		0/0		1/1		/	/	/	/	1/	
(2) コミュニケーション支援事業		316/293		319/322		322/156		/		/		331/
(3) 日常生活用具給付等事業 給付等見込み件数を記載	180/173		3,119/2,774		3,275/500		/		/		3,994/	
介護・訓練支援用具	19/19		23/8		24/2		/		/		30/	
自立生活支援用具	27/35		37/27		39/15		/		/		47/	
在宅療養等支援用具	21/25		25/21		26/8		/		/		32/	
情報・意思疎通支援用具	37/46		37/27		39/20		/		/		47/	
排泄管理支援用具	67/41		2,987/2,682		3,136/455		/		/		3,825/	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	9/7		10/9		11/0		/		/		13/	
(4) 移動支援事業	9/8	100/126	10/8	115/124	11/8	132/151	/	/	/	/	14/	183/
「利用見込み者数」側に、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載する。	(市内)	12,708/ 6,131	(市内)	14,614/ 12,615	(市内)	15,490/ 5,377	(市内)	/	(市内)	/	(市内)	18,448/ /
(5) 地域活動支援センター												
基礎的事業	0/0	0/0	1/1	11,000/ 5,931	4/1	26,412/ 3,375	/	/	/	/	4/	26,412/ /
機能強化事業	0/0		1/1		1/1		/		/		1/	
(6) 日中一時支援事業	6/7	1,802/ 1,803	7/7	4,048/ 4,250	7/7	4,648/ 1,130	/	/	/	/	10/	6,448/
(7) 訪問入浴サービス事業	247/250		672/341		768/215		/		/		1,056/	

20年度は8月分までのデータ

大和市自立支援協議会の概要



< 専門部会 … 3部会を継続。課題に合わせてその他部会の立ち上げも検討。 >

- ・ 委員任期：事務局会議において必要と認められた検討すべき事案が解決するまで。
- ・ H20 年度テーマ
 - 「児童部会」：学齢児の療育相談について。
 - 「就労支援部会」：就労支援システムについて、アセスメント票の作成、企業へのアプローチ。
 - 「精神障害者部会」：精神障害者支援システムについて。
- ・ 運営にあたっては、主に相談事業所が中心となって、各専門分野の担当者を招集し開催。

< 定例会 … 地域の情報を共有し、具体的に議論。 >

- ・ 委員任期：2年
- ① 相談事業者からの活動報告が主題。地域ニーズが集約される立場にある相談事業者の活動報告を中心に、行政や地域の情報を、当事者団体を交え関係者が共有する場。
- ② 各専門部会によらない施策横断的な内容の意見交換。(例：権利擁護など。施策提言等は①の活動報告の積み重ねにより、市の障害福祉全体的な視点での発言が求められる。)
- ③ 専門家を呼んで、構成メンバーの学習の場とする。
- ④ 相談支援事業の評価を通じ、サービスの量と質の向上につなげていく。
- ⑤ 地域の関係機関による(分野を越えての)ネットワークの構築が可能。

< 事務局会議 … 協議会のエンジンであり羅針盤 >

- ・ 相談支援事業者、行政で構成。
- ・ 個別の支援会議や相談事業者の活動を通じて把握した情報等から、地域の情報・課題を集約し、整理・分析する。
- ・ 整理した地域課題に優先順位を付け、課題別部会等へつなげる。協議事項の総合的な進捗管理も行う。
- ・ 協議会の運営スケジュール等の作成・管理。

【相談支援会議】 相談支援事業の相談員による相談・個別支援会議の実績の集約や分析、課題検討の場。事務局会議へとつなげていく。

対応困難事例の検討について…

基本的には個別の支援会議で協議。その他会議では事例報告を中心に。(事例評価はしない)

< 個別の支援会議 … 協議会の命綱 >

- ・ 相談支援員を中心とした課題解決のためのチーム。必要な関係者に声をかけて協議。
- ・ 本人のニーズに沿った支援を心がける。
- ・ 短期目標と中長期目標を整理して議論する。
- ・ それぞれの役割分担を整理する。

地域で安心を支える「災害時要援護者支援制度」

概要：地域の安全は地域で守る安全安心な暮らしづくりのために、災害時要援護者の登録制度をはじめます。この制度を発足させ、近隣住民の互助により、登録者に対する普段からの見守りや災害時の支援を行なっていただけるような、地域における仕組みづくりを構築しようとするものです。

災害時要援護者支援制度のお知らせ

市では、災害が発生したとき、支援が必要な高齢者や障害者の方々などに、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で、迅速かつ安全に行なわれる仕組みを地域の皆さんとともに作りたくと考えています。

そこで、地域における支援を希望される方（災害時要援護者）の台帳への登録をはじめます。（平成20年8月1日 開始）

日常的に自分ひとりで移動したり情報を得たりすることが難しく、災害が起きたとき手助けが必要な人を身近な地域で支える仕組みです。

災害時要援護者支援制度の登録対象者

次に掲げる方のうち、災害時に地域での支援を希望される方で、住所・氏名等の個人情報を自主防災会（自治会）民生委員児童委員、地区社協、消防団、行政などに提供することに同意された在宅の方です。

（施設・病院に入所・入院されている方は対象にはなりません。）

災害時要援護者の対象者

在宅で自力避難が困難な方で、次のいずれかに該当される方

身体障害者手帳1級・2級のかた

療育手帳A1・A2のかた

精神障害者保健福祉手帳1級のかた

障害程度区分1以上のかた

70歳以上のひとり暮らし高齢者及びこれに準ずるかた

介護保険の要介護認定が要介護3～5のかた

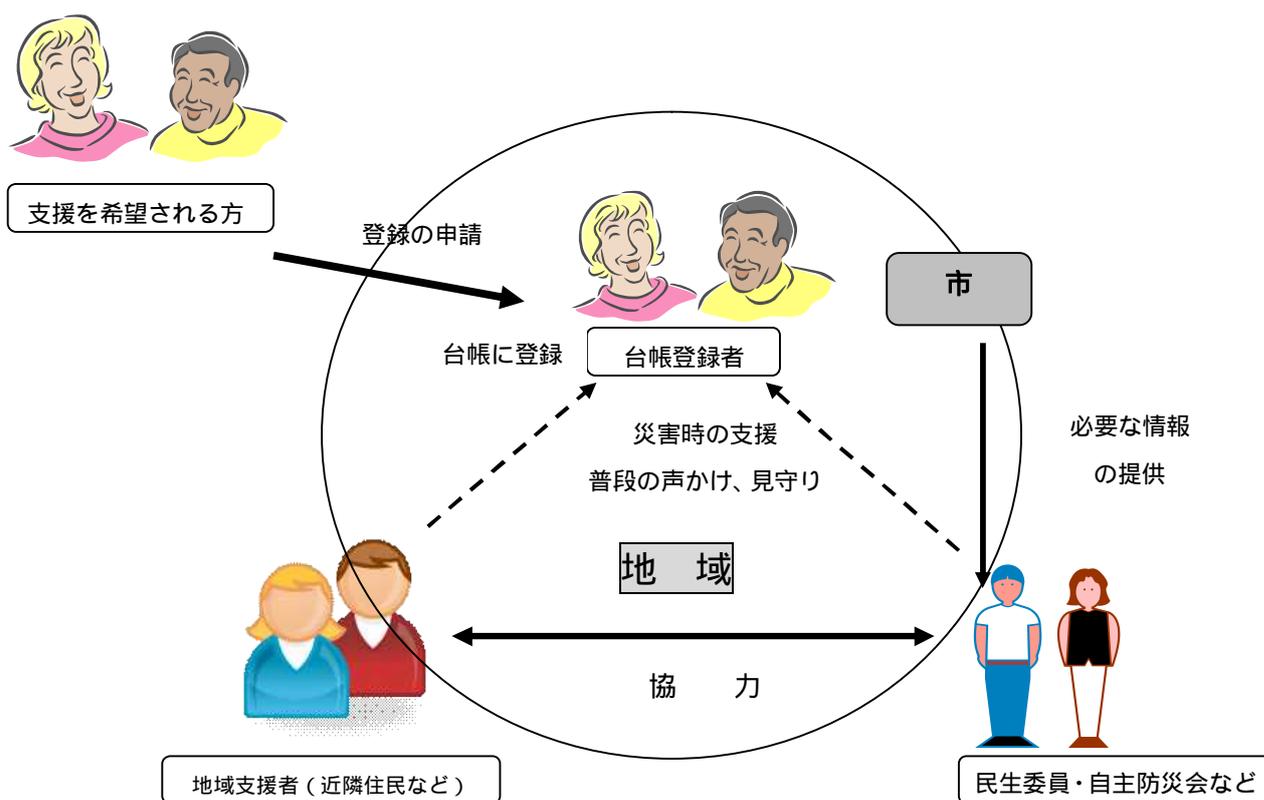
難病指定を受けているかた

医療器具を使用して在宅療養をしているかた

「災害時要援護者支援制度」のイメージ

市では、災害時に支援が必要な高齢者や障害者の方などに、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる仕組みを地域の皆さんと共に創りたいと考えています。

そこで、まず災害時に支援を必要とされる方の情報を集め、いざ災害が発生した際に安否確認、避難支援等に活用するための台帳への登録を始めます。



問い合わせ：保健福祉センター
福祉総務課福祉政策担当
電話：(260)5604

災害時要援護者支援制度登録申請書【新規・変更】

申請年月日 平成 年 月 日

大和市長 あて

私は、災害発生時に地域の支援を受けたいので、下記の内容を台帳に登録することを申請します。また、その内容を市防災・福祉・建築部署、消防本部、自主防災会（自治会）民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、消防団、地域包括支援センター、在宅介護支援センターに情報提供されることに（1.同意します 2.同意しません）

名簿登録者	代理記載及び代理申請の場合	氏名	登録者との続柄
フリガナ			性別
氏名			男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日（ 歳）		
住所 かたがき	〒242-00 かたがき 大和市		自治会名
電話番号	自宅 046（ ）	携帯電話	
FAX番号	046（ ）		（ ）

現況

1 在宅	2 施設に入所中	3 病院に入院中（6ヵ月以上）	4 その他（ ）
------	----------	-----------------	----------

世帯区分

1 ひとり暮らし	2 高齢者のみの世帯
3 その他の世帯（日中家族等と同居）	4 その他の世帯（日中独居）

住宅状況

1 一戸建て	2 二世帯住宅	住宅着工時期 昭和 56.5.31
3 同一敷地内に親族居住	4 集合住宅 [()階、エレベーター(有・無)]	1 以前 2 以後 3 不明

援護理由

1 ひとり暮らし	2 高齢者のみの世帯	3 身体が不自由（部位 ）
4 弱視等（視力）	5 難聴等（聴力）	6 その他（ ）

緊急時の連絡先 * 必要な場合に記入してください。

フリガナ	続柄（ ）
氏名	TEL（ ） 【自宅・勤務先】

特記事項 * 避難の際などに伝えておきたいこと、援助に必要なことなどがあれば記入してください。

* 緊急通報システム（あり1 ・ なし2 ）

地域支援者（助け合う仲間） * 地域支援者となる方の了解を得た上で記入してください。

フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
住所 大和市	住所 大和市
かたがき	かたがき
TEL 046（ ）	TEL 046（ ）

* 地域支援者が見つからない方は、未記入でも構いません。

個人情報につき取り扱い注意！

「障がい者」の表記について

現在本市では、障害福祉行政を遂行する中で、課名をはじめ、市民向け文書にも「障害」とすべて法律どおりの漢字表記をしているところですが、「害」という漢字のもつマイナスの印象と、これを不快に思う方への思いに配慮して行く必要があると考えます。

「害」という感じの否定的なイメージを配慮し、障害者の人権をより尊重する

「差別感」「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重する
ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながる

これらの理由から、「障害」を「障がい」に、「障害者」を「障がい者」と変更することを本市として検討するものです。

【参考】

もともと「障害」は、「障礙」と表記されていたが、昭和22年公布当用漢字表から「礙」「碍」(礙の俗字)が無くなり、法律に使用することができなため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされている。